

予算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 平成27年3月6日（金曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（7名）

委 員 長	藤 田 修 一	君	
副 委 員 長	森 弘 美	君	
委 員	坂 本 豊	君	久 慈 省 悟 君
	青 木 倉 元	君	山 館 清 剛 君
	木 村 修	君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一	君
教 育 長	吉 崎 博	君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳	君
総 務 課 長	坂 本 亮	君
税 務 課 長	越 田 茂 弘	君
住 民 課 長	柿 崎 真 人	君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦	君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟	君
建 設 課 長	大 川 誠 治	君
教 育 課 長	坂 本 勝 教	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 幸 治	君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫	君

---

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 一 仁 君

---

○会議に付した事件

1. 議案第23号 平成27年度蓬田村一般会計予算案
2. 議案第24号 平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
3. 議案第25号 平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
4. 議案第26号 平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
5. 議案第27号 平成27年度蓬田村介護保険特別会計予算案
6. 議案第28号 平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
7. 議案第29号 平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

---

○議事の経過概要

午前9時48分 開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第23号平成27年度蓬田村一般会計予算案を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、24ページまでの歳入全般について質疑を行います。なお、質疑は簡潔にお願いいたします。4番坂本委員。

○坂本委員 15ページ、使用料のところ12款に関連してお聞きいたします。

光ファイバーのことです。光ファイバーの設備を業者に貸すという説明が前にあったと思いますけれども、その使用料というのが見当たらないので、その辺はどのようになっているのか説明をお願いしたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 IRU契約ということですが、具体的にはまだ何件が加入と出ていませんので、歳入については出ていません。これは加入世帯も出て、はっきりすることになりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

- 藤田委員長 ほかに質問ありませんか。4番坂本委員。
- 坂本委員 20ページ、お願いします。20ページの臨時財政対策債7,000万円のことでお聞きしますけれども、この今、積立金がかなりあると思うんですけども、この借金をしないと予算が組めないのか。そして臨時財政対策債というのは交付税対応で後ほど交付税で返ってくると言われているわけですが、実際交付税で補われているというのがあるのか。この辺についてちょっとお聞きいたします。
- 藤田委員長 総務課長。
- 坂本総務課長 今のところ何に財源を充てるというふうなことはまだ決めてございません。よろしいでしょうか。何に充てるかということはまだ決めていないところです。
- 藤田委員長 それから、総務課長、先ほどの質問で、それが交付税で返ってくるのか、はっきりしたことはわかっているのかというふうな質問ですけれども、それについてもお願いします。
- 坂本総務課長 あくまでも臨時の財政対策債ということで、今のところ……。済みません。暫時休憩を。
- 藤田委員長 暫時休憩をお願いします。

午前9時53分 休憩

---

午前9時55分 再開

- 藤田委員長 休憩を取り消します。
- 総務課長。
- 坂本総務課長 あくまでも先ほど言いましたとおり、今のところ何に充てるかということではございません。これは最終的には今この7,000万円借り入れしますと、交付税で返ってくるということですので、財源が乏しいので、臨時財政対策債を借りた場合も地方交付税で返ってくるというふうなことでありますので、今のところは何に使うかということは今のところまだ決めてございません。以上であります。
- 藤田委員長 4番。
- 坂本委員 それは返ってくるという説明は聞いているわけですけども、今までも交付税がこの予算でも10億900万円ぐらい、毎年見ているわけですが、以前からこの臨時財政対策債は借りているので、それが今の交付税の中に過去に借りた分が入っているのかどうかという質問ですけども、よろしいでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 入っていないように記憶していました。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 いつごろから交付税で補填されることになっているのでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 そうなりますと、ちょっと今具体的に資料を持ってきていませんので、お答えできません。申しわけありません。（「私が補足」の声あり）

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 この臨時財政対策債という、この性格のものですけれども、実は国は、地方の財政を一つは予測するためというか、国全体の地方の財政を安定化させるために、地方財政計画なるものをつくっているわけです。地方交付税というのは、国税は今3税じゃなくて4税なのかな。その一定割合の地方交付税を決めるわけでございますけれども、それでもなおかつ地方の財政が足りないという場合にこの地方自治体が、この臨時財政対策債というのを発行すると。要するに借りてください、足りない分を。その足りない分をじゃあ誰が配分するかといいますと、国が大枠を決めて、県あたりがそれを配分して、いわば無理やりというんですか、借りさせているというのが、これが臨時財政対策債というものの性格です。要するに地方が足りない分を各市町村がその財政力指数等にに応じて借りてくださいと。じゃあその財源対策はどうするんですかと。無理やり借りさせて、どうするんですかというので、これを交付税で償還が始まったときに、利子及び借りた元金に対して、私の記憶では75%だったと思うんですが、この分を交付税で補填しますというふうになっていると思っています。ちょっと資料がないので、今70なのか、75なのか、ちょっと私もはっきりはしませんが、そのくらいはたしか補填していると思います。

要するに借りたものに対して補填するから、交付税の穴埋めだというような考え方をしているというふうに私は記憶していました。それは地方交付税の計算上、例えば平成25年度の分をこし元利償還が始まっていれば、その分をルール算定と称しまして、結局計算上で交付税に算入するというふうにして、私は計算しているというふうに記憶しております。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 今、村長の答弁で、補填が75%と答弁してはいますが、私は100%補填

するというふうに捉えていたのですが、これは確かでしょうか。もし、仮に75%しか補填されないのであれば、25%毎年村が負担をしなければならなくなるので、必要がないのであればやめることもできると思いますけれども、その辺、はっきりしているのでしょうか。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 私の記憶は以前の記憶でございますので、その辺はちょっと調べないと回答できませんので、私の記憶ということで、曖昧でございますので、100%になっているのかもしれませんが。ただ、いずれにしてもそういうルール算定をしてやっているということでございますので、その辺については、終了後でも財政のほうに確認をさせたいと思いますので、そのように理解をお願いします。

○藤田委員長 ほかにありませんか。5番久慈委員。

○久慈委員 24ページを見てください。20款の右側に防災無線に対してのデジタル化事業債がのっかっております。今現在、消防無線については当村においては、まだアナログな状態でございます。そしてまたデジタル化が青森のほうではもうなされていると思うんですけども、隣の外ヶ浜が1年後あたりにめどがついていると思います。この間、常備からのほうの無線に対しては、やりとりができなくなると思うんですけども、その辺、どのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 今、先ほどの歳入の部分が450万円ですけれども、79ページの郷沢地区のデジタル子局化ということで、もう既にご覧いただけます。これは定期的に順次工事していくわけですけれども、このほかに常備のほうとの兼ね合いについては、いろいろ広域のほうでやっている事業とか、広域ではそれぞれ本部なりとのやりとりですね、スムーズにいつてやっています。村で抱えている各消防団と、あるいは村と、広域についてはデジタル化については、まだそこまで進んでいません。今後青森市、あるいは浪岡、この辺はやっているようでございますので、もしその辺でできるようであれば、お金がかかることですが、その辺は検討していかなければいけないのかなというふうには考えてございます。以上です。

○藤田委員長 5番久慈委員。

○久慈委員 遅かれ当村においてもデジタル化が進められると思うんですけども、そのときに基地局をやはり役場ないしそういった中央のほうにおいて各消防自動車のほうに

無線をつけ、連携を図っていったらよいのではないかと考えますけれども、総務課長はその辺についてどう思われますか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 今久慈委員がおっしゃるとおりであります。ただ、問題は、常備とのうちのほうの第8分団まである分のその辺の受ける部分が主になるかと思えますけれども、その辺についてやっぱり一斉にスムーズに行ければいいのかなというふうに思っていますので、その辺もすぐとは無理でございましょうけれども、その辺は調査などもして、広域等に働きかけていきたいと思っています。以上であります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 次に、歳出に入ります。議会費、総務費で25ページから47ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 27ページ7節賃金の80万円についてお聞きします。

これは一般質問で通告している自治会に委託している賃金のことなのでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 委託というふうなことではありませんので、各自治会のほうにお願いした場合、経費がかかった場合、こちらのほうからお支払いするということでございます。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 これは宮本団地も含めると9地区に割当てる賃金なのか、それとも1自治会当たり幾らというふうに決めている金額なのか。

もう一つは、使い道というのはどのようにするのか。その2点についてお聞きします。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 これは9地区に定額で割り当てるというものではございません。各自治会から、あるいは村からひとり暮らしとか、高齢者の方、あるいは障害者の方等、自治会を通じて要請が来た場合に、自治会さんをお願いして、自治会さんがやれると、何人か出てもらうとやれるとなった場合に、その方にお支払いする賃金だというふうにご理解いただきたいと思えます。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。7番山館委員。

○山館委員 34ページ、13節委託料についてちょっとお伺いいたします。

観光施設活性化支援事業委託料ということでございますけれども、この内容について

もう少し詳しくお伝えをお願いします。お知らせ願います。どういう事業なのか、どういうことをするのか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 これについては、平成26年度に、うちのほうの村で、第三セクターアシスト株式会社の平成26年度について、経営状態が余り芳しくないということから、組織を改善するために平成26年度にも委託費を計上して改善を図っている最中でありまして、単年度で終わりますと、途中で終わってしまうので、平成27年度も引き続き委託をかけたまま、従業員と一致団結してやれるように組織固め、あるいは今後どういうふうな事業を展開していくかというようなところで踏み込んだところまで行ければいいのかなど。そういう意味でこういうふうな委託費を計上しているものです。以上です。

○藤田委員長 7番山館委員。

○山館委員 そうすれば、この委託業者に関してお伺いしますが、平成26年度に対しては、アシスト株式会社の役員としてお迎えして、そこで内容を精査していると記憶していますけれども、これまた、これは3月までですね、契約しているのでしょうか。それをまた改めて平成27年度からまた新しく契約するということになるわけですか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 これはコンサル料ということで、平成27年度も計画をしています。これは平成26年度と同じ業者さんに引き続きお願いするわけでありまして、人件費と言われましたので……。

○藤田委員長 人件費ということではなくて、これは今総務課長がしゃべったような、また平成27年度もやるのか、平成26年度から引き続きやるのかということです。（「済みません。ちょっと休憩を」の声あり）

○藤田委員長 休憩をお願いします。

午前10時09分 休憩

---

午前10時12分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消します。

総務課長。

○坂本総務課長 あくまでも平成26年度の委託費については、経営改善と組織改革を図るための委託費でありまして、取締役で迎えた職員については、今年3月31日で任期が切

れるということで、そこで一応終わりというふうなことになります。今回改めて、平成27年度でのせております300万円についても、コンサル料といたしましては、さらに来年以降、経営改善、あるいは組織の強化を図れるかどうかその1年として、もう1年追加して平成27年度にやりたいということで、この中には、取締役等の人件費が入っていないということで今設定しております。以上であります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。7番山館委員。

○山館委員 ただいまの答弁で内容はわかったわけですが、昨年度のことしの3月31日で契約が切れるということで役員に就任してもらってことしで終わりだと思っていましたので、新たにこういうのが生まれてきましたので、伺ったわけですが、今の説明の中で今度は役員じゃなくて、コンサルタントとしてお願いするということですから、よい結果が出ることを期待して終わります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 30ページの一番下の欄の社会保障税番号制度システム整備業務委託料966万円についてお伺いをいたします。ちょっと読み上げます。この住民に納税者番号をつける制度は、まず憲法で保障されている個人のプライバシーをさらすことになる重大な問題を持っています。一旦情報がインターネットを通じて漏えいしたことは決して消すことも不可能になると言われています。税金、年金、医療、介護保険、福祉、労働の情報は私生活全般に及び、病歴を含む医療情報や公的な支援制度を利用した履歴や所得、資産の情報も含まれています。国による個人を監視する道具として悪用される危険もあります。国の本当の目的は、ここにあるのですが、便利だという理屈だけでは済まされないものだと思います。一旦個人の情報が漏れたときに、自治体は責任をとれるのか。ベネッセから漏れた情報が2,070万件に及び、私の家も被害に遭いました。500円の商品券で事が済まされるとは驚きですが、これがこの番号情報が行政機関だけではなく、民間でも流用されるわけです。ことさらそのセキュリティはよほどのことで防がないと、情報漏えいは可能であると思われます。この制度において、個人情報漏れたときは、どのような対応をするのか答弁をお願いします。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 この税番号システムについては、ことしの10月から進めることになっていきます。今現在も平成26年度予算の中で、システムの整備というのを行ってきているわけですので、この辺については、セキュリティ関係については情報漏れ等ないように万全



を期してやっているものというふうに私のほうは信じております。いかがでしょうか。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 同じく30ページですけれども、この委託料ありますけれども、W i F iのアクセスポイントとか、そういう委託料の件であります。委託料というのは、これ毎年かかる経費なのかお聞きします。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 役務費の手数料の部分で31ページのアクセスポイント設置委託料47万9,000円だと思いますけれども、これについては毎年経費としてかかるというふうなことであります。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 それからW i F iのアクセスポイント回線使用料あるのですけれども、例えば携帯電話でネット通信をするときは、使用者は無料で利用できると聞いているのですが、電話会社とネット契約をしていない場合でも、これは利用できるのでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 このアクセスポイント回線使用料については、あくまでもアクセスポイントの回線だけのものでありまして、それに個人が接続する場合については、その個人の方の契約となります。以上であります。

○藤田委員長 坂本委員、いいですか。坂本委員。

○坂本委員 私が聞きたいのは、今スマートフォンなどで携帯電話を使ってインターネットと接続できるわけです。これが例えばドコモだとパケ放題とって約1カ月5,400円契約料金がかかるわけですが、それを契約していなくてもW i F iのアクセスポイントがある場所ではネットがつながるわけですが、そういう場合でも例えばこの役場に来れば、ドコモと契約していなくても自由にインターネットに接続できるのかという質問ですが。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 質問の趣旨、私、よくわからないのですけれども、このインターネットに加入していなくても、W i F iを使ってそのインターネットに通信可能かということをお尋ねなのかなと、私はそういうふうに聞こえるのですが、あくまでも携帯電話のほうは携帯電話のほうで個人が加入するかどうかを契約すべきものであって、私たちはその加入したのに対して、その加入したのに対してその利用を利便性を高めるために、こ

のW i F iの施設を設置しているというふうに私は解釈しているのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 フリーでアクセスできるわけですがけれども、これはあくまでも個人ですので、個人のほうに使用料金が行くということでよろしいでしょうか。

○坂本委員 これほど役場が経費をかけて無料でネットにつながるわけです。役場は何百万円と毎年かけるわけですよ。今携帯電話で先ほど言ったように、ドコモとか、携帯電話会社とネットの契約をしますと、全国どこに行ってもネットをつなぐことができるわけですね。ところが契約をしていない人はネットの契約をしていない人は通信が繋がらない。ところがW i F iのポイント無料ポイントがある場所に来るとそれをつなぐことができるわけですね。だから、無料ポイントがあると、例えばサークルKとかローソンとか、各地にW i F iのポイントがたくさんあるわけです。この辺で言えば瀬辺地のローソン、油川のローソンとか、そういう場所に行きますと、ネットの契約をしていなくても無料で使えるわけです。そういう無料ポイントをたくさんつけるというのがこのW i F iのポイントを設置するという意味だと思うわけですね。接続業者と先ほど言ったように、毎月5,400円のポケット放題を契約していれば、何もこういう設備は必要ないわけですよ。ですから、この利便性というのが皆さん、毎月5,000幾らという子供たちも含めて契約をしているわけです。子供たちは恐らく払っていないので、親が払っているはずですよ。ですから、毎月スマートフォンを使うと、そのポケット放題5,400円のほかに通信料、いろいろな機械や電話機を購入するお金2,600円とかかかるので、一万二、三千円いっちゃうわけですね。この契約をしていないと5,400円は負担がないということになって、それではこういう無料のアクセスポイントがたくさんある場所に行って、用事があるときにネットを見ることができるといふ、そういう利便性なのです。そういう趣旨なので……。

○藤田委員長 休憩をお願いします。

午前10時23分 休憩

---

午前10時27分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消します。

総務課長。

○坂本総務課長 もともと設置した目的については、情報の発信、緊急性があるということで、それを整備したのですけれども、議員おっしゃるとおり、つなげるのはフリーですので、メーカー問わず料金かかりませんが、自分がかけた分についてはパケット代として自分で支払うことになるということでしょうか。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 次に、32ページの一番下の欄のコミュニティバスの購入費908万円についてお伺いします。この新車を買うと思うのですけれども、説明が足りなかったのか、どういう経緯で購入することになったのか説明をお願いします。

○藤田委員長 総務課長。

○坂本総務課長 今現在使われているコミュニティバスについては、7年ということで、使用頻度の高いものですから、どうも老朽化が甚だしくて、整備費用がかさんでいるということで、大分苦勞しているようでございます。そういうことから、平成27年度中に新車を購入したいというようなこと聞いて、計上してあります。以上であります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。7番山館委員。

○山館委員 37ページの委託料について伺います。固定資産税関連情報システム構築業務委託料とございますけれども、内容を詳しく説明願いたいと思います。

○藤田委員長 税務課長。

○越田税務課長 固定資産のうち、宅地並びに家屋に関して、うちのほうで一応評価の基本となるものの図面とか家屋の情報とかは少し古いものを基本に今まで来ておりました。それで、その後、例えば家屋がなくなったとか、小屋が新築されたとか、そういう情報は別個にまたその情報を得たときに、別資料として保存しておいたと。そういうものを一括して図面上にここの宅地にこういう建物があると。それを映像で見られるようにして、今これからお願いしたいと。

それで、それを見れば、例えば評価を、おら家で宅地をどういう評価をされているのかとか、宅地の隣の畑がどういように評価されているのか、図面を見た段階で、あなたの家はここからここまで一つの画地としてうちのほうでは見ていると。その中では、ここに居宅があって、ここには物置がある。居宅の場合は3分の1の200平米まで6分の1とか、それ以外であれば3分の1の評価額よりも少なく見る方法もありますけれども、車庫とか物置については、そういう減額する評価の仕方がないものですから、それを一つの画地の中で評価に対する苦情に対するうちのほうの説明がスムーズにできるよ

うになるということが一つです。それをこれから、今まで主に宅地を評価してもらっている鑑定事務所のほうにお願いして、全蓬田村民の住宅あるところを全部把握して、一つの図面上にそれを表示できるようなシステムをつくっていきたい。そういうふうなことで予算を計上しました。言っていることはちょっとわかりづらいかも知れませんが、それでも……。以上です。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 今の説明だと、台帳を作成して評価をする素材とするということで私はそう感じたわけですがけれども、それはいいことだと思います。いつも疑問に思っていることは、今、税務課長が説明したとおり、宅地、すぐそばに畑があると。それも宅地で評価されている部分がいっぱいあります。私の場合でもそうです。それが疑問に思っているのがいっぱいあって、高い評価を得ているんじゃないかということを私はいつも常に思っているわけですがけれども、それに関連いたしまして、財産、公有財産、山林、それらについても今、私の場合を例に挙げますと、全て山林の評価をされています。しかし、現在山林、木も何も1本植さっていない原野です。そういうところを評価するのは山林として資産とされています。ということは評価が高い、原野と山林は違いますから、高い。そういう評価をされていますので、相当不満があるわけですがけれども、登記上山林となっていますので、それは仕方がないということでございますけれども、役場の税務課のほうで現況を把握する。やはりそういうシステムをつくって、実際山林になるのか、原野なのか、その評価をすべきことが非常に多いと思いますので、その辺をこれから、例えばこういうシステムによって調査台帳をつくるということでございますので、山のほうも全ての資産を把握して、やはり個人的にはそういうふうな評価をして、ちゃんとした評価をして、税を徴収すると。これが本当のあれだと思いますけれども、これからそういうことをやる意思はあるのかなのか。できればそこまでやってもらいたと思います。いかがでしょう。

○藤田委員長 税務課長。

○越田税務課長 山館議員がおっしゃるとおりで、本来税務の評価は、現況を把握して、それに対して評価額をつけるというのが趣旨ですがけれども、我々宅地を調査するだけでも職員が行って、調査をするとなれば、今までもこれからも今の現体制では非常に困難であります。まして山林となれば、もう境界もほとんどわからないようなところ、図面上はわかっているけれども、そこに行くにはどういうふうな経路で行けばいいものなのか、そ

の辺もわからないままで調査するとなれば、非常に困難であり、多分一筋縄では行かないと思います。これから人を頼んで、委託して各地区を何年かに分けてやっていくというふうな財政上の余裕があれば可能かも知れませんが、今現在では到底できないものと、そう思っております。以上です。

○藤田委員長 7番山館委員。

○山館委員 今の課長の答弁ではどうも納得もいかないし、課長だけでは答弁できないと思いますので、改めて村長に伺います。

現在、農家自体が無耕作地帯も非常に多くなって、所得も上がらないそういう田んぼがいっぱいございます。苦しんでいます、農家は、実際。しかし、今統計されている現況で課税されているということは、非常に農家自体も苦しいわけです。今山林、山のあつる人、ほとんど所得の上がない、名前だけ山林、そういう場合の人が多くあります。この現況をこれから村民に平等なやっぱりちゃんとした税の評価をして、立派な評価をして、平等な扱いをしてもらいたい。そういう現在は税務課長が答弁したようなお金がないから調査されないと。そういうことじゃなく、今後の考えとして、もしできなければ、村長として今後そういう現況を把握し、ちゃんとした税の徴収の仕方をこれからしていただきたいと、こう思いますので、村長の答弁をお願いします。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 まず税の課税客体、要するに税をかける場合のもの、そういったものに対して、例えば今言われたように現況と違うということになれば、当然これは直していかなければならない。それが原則だと思います、課税する場合の。ただ、今、うちのほうの担当の課長がおっしゃったように、山全体を把握する場合に、それが図面を持って行ってもなかなか把握できないというのが現在の状況、それだけ手をかけていないということだろうと思います。それを将来的にはやはり課税客体をきちんと把握して、現況を把握して課税すべきであるという議論でございますので、それはもうやらなければいけないことの一つであります。ただ、人的、あるいは財政的な問題からなかなかできないでありましようから、とりあえず今回予算計上をしましたのは、宅地の区画と、宅地の部分についてこの予算化しますという予算内容でございますので、当面はそれを認めていただいて、早急に宅地に関する課税、この宅地に関する課税を先行するというのは、やはり個人に対して影響額が大きいと、評価額が高いものですから。こちらを先行するということとなります。

山林、あるいは今言われた農地の不耕作地、これらに対してもいろいろと検討しなければいけないと思いますが、もう一つは、その裏にありますのがソバとか転作とか、あるいはそういった問題もまた絡んでいる場合がございますので、一筋縄では行かないというのが実情だと思います。でもやっぱり現況を捉えて課税していくというのは原則でございますので、やはり何年かかけてこのシステムを使いながら、あるいは人を例えば職員が直接行かなくても何らかの形で調査していただくとか、そういった方法を考えながら、これは進めていかなければならないというふうには思います。以上、答弁になるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 35ページの第三セクターの貸付金でお聞きいたします。これは紳装への貸付金であります、株式会社蓬田紳装への質問をしてよろしいですか。

○藤田委員長 もう1回質問内容を。

○坂本委員 紳装の質問をしてよろしいですか。

○藤田委員長 それは予算について紳装に貸しているのかとか、そういうことはいいですけども、紳装の内容についてはちょっとこの場ではそれは一般質問か何かでやってください。

○坂本委員 そうですか、わかりました。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですので、次に入ります。

次に、民生費、衛生費、労働費で47ページから60ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 56ページお願いします。3目の環境衛生費12節、ここで廃棄物処理手数料399万6,000円出ております。これは昨年、ここの項目1,300万円弱の額でありましたけれども、極端に少なくなっております。そしてこの役務費の中に新しくホタテガイ養殖残渣処理手数料として121万5,000円計上されております。このことについて少し状況を説明いただきたいと思ひます。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 まず、廃棄物処理の手数料の少なくなった点ですが、これは新しい新処理施設は、焼却灰が極端に少なくなりまして、今までは燃えたカスの15%が焼却灰

として出たのですが、新しい処理施設では4%に減ると。その減った量がこういうふうな約800万円の減額につながっています。

それとその下のホタテガイの残渣の処理手数料の予算の計上なのですけれども、処理施設が予定では何か5月にできるということで、4月から5月の残渣のそれが出た場合に処理しなければならないので、念のためにこの予算を計上しているわけでありまして。以上です。

○藤田委員長 8番木村委員。

○木村委員 堆肥施設については、今新しくできるもので、これからいろいろ助成金等ついて、建設がもう間もなく完成するわけでありまして。その運営費もどれくらいかかるのか、まだわかりませんが、それは産業のことで、産業振興課のほうからお聞きしたいと思いますが、ごみのことに関して、今ごみの出し方が変わったわけですね。それで、昨日でしたか、説明によればこれまでの粗大ごみが年1回収集する計画であるというふうに報告してありましたけれども、粗大ごみの回収の方法をいつごろ、どのような形でやろうとしているのか。非常に住民も関心があると思いますので、そのことについて説明願いたいと思います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○佐井健康福祉課長 年に1回やる予定なのですけれども、時期については秋口、秋ごろ予定、考えています。それとその集め方はまずその粗大ごみを出す方に申し込んでもらうと。ごみを出したい人に申し込んでもらって、それを回収して処理するということがあります。非常に簡単ですけれども、ご理解ください。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 51ページの4目の国民年金のところでお聞きいたします。国民年金の滞納者というのは蓬田村ではどのくらいいるのか。政府が滞納者から差し押さえをする方針を打ち出しましたが、これに対する対策というのはどのように考えているのか答弁をお願いします。

○藤田委員長 住民課長。

○柿崎住民課長 滞納額、あるいは滞納者についてはちょっと今把握してございません。

それから、差し押さえの件ですけれども、具体的にはまだ検討はしておりません。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 急な質問なので資料はないと思いますけれども、村で滞納者がわかる資料とか、そういうシステムはあるのか、それを1点お聞きします。

まず、厚労省が、所得が400万円以上の国民年金加入者が13カ月以上滞納している人に資産の差し押さえを実施すると発表しました。対象者が14万人に上がり、電話や戸別訪問して催促しても応じない滞納者への催促状を送るなど、強制的に銀行口座や車などの財産を調査して、処分できないように差し押さえをするというものです。15年以降は年収基準を下げ、強制徴収の対象者の拡大をすることも検討しているわけです。支払いができない困窮者がふえているのに、その対策をしないままさらに滞納者を苦しめる政府のやり方は間違っていると思います。滞納者がふえているのは、年金制度への不信感も原因ですが、国はその責任をとるべきで、強制徴収などもってのほかではないかと思いますが、村長の見解を求め、また対策をさらに答弁をお願いします。（「済みません。ちょっと休憩してください」の声あり）

○藤田委員長 休憩します。

午前10時48分 休憩

---

午前10時50分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消します。

住民課長。

○柿崎住民課長 年金料の滞納者について、把握はできると思います。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 困窮者に対して、強制徴収することに対してどのように考えるかということでございます。確かに消費税のアップとか、いろいろな形で国民負担がふえているという事態の中で、年金の滞納がふえているというのは、これはやむを得ないというか、私にとってはしょうがないことだなというふうに思います。なぜかと言いますと、収入が少ない、それでいて国民負担がふえると、どこかに滞納が発生するというのが、これは自然の流れだと私は思っていますけれども、ただそれを強制徴収するのがいいか悪いかというのは、私は例えば村の税に対してであれば、これは強制徴収を例えばしなくていかどうかということ判断できるとは思いますけれども、私どもがその徴収権を持っていない立場で、その国民年金に対して強制徴収するのがよいかどうかの判断を求められても私は答えられないというのが私の考えです。



○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 わかりました。

次に、57ページの旧蟹田地区ごみ焼却処理解体工事負担について、1,150万円についてお聞きします。昨年は、1,900万円を負担して、これは平成26年と27年の2年計画で進められると。昨年の説明では平成26年度から27年度にかけて旧ごみ処理場を解体する工事費の負担金であり、平成26年度の事業の中身としては解体に向けた調査、設計施工の監理、ダイオキシン等の除去の費用として負担金として計上しておるという説明でありました。質問ですが、昨年このダイオキシンなどの今年度になりますよね、除去としての費用であると説明されましたが、ダイオキシンがどのようにして、どこへ処分をしたのか答弁をお願いします。

○藤田委員長 休憩をお願いします。休憩を取り消します。

総務課長。

○坂本総務課長 外ヶ浜町が事業主体で平成26年度から計画している事業であります。平成26、27年で施工するというふうなことになっていきますので、まだ今のところダイオキシン等の関係で調査結果が出たかどうかちょっとまだ把握してございません。

平成26年度中の支払いはありませんので、最終的には平成27年度に今現在盛っております1,150万円、これがまだ工事もしていないので、この額が全部はつきり正しいのかどうか、概算で一応のせている額ですので……。いずれにしろダイオキシン関係については、調査結果が出たかどうかちょっとまだ私のほうで確認がとれていません。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 58ページをお願いします。関連でお聞きしたいことがあります。妊婦検診とかあるわけですが、保健師のことでちょっとお聞きしますけれども、保健師の1名募集の回覧がありましたけれども、これは採用が決まったのでしょうか。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 採用というか、合格通知を送りまして、決めました。なお、1名のものを2名にいたしました。理由については、現在の保健師が病気で2名の方が休んでいるということで、今のままだと保健行政、衛生に非常に影響が出るということで1名とやりましたが、2名採用させていただきました。以上です。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 今村長が答弁したのですが、2人の方が病欠で、1人がさらに辞職したという話ですが、これは原因としては仕事の重責などの原因があつてこのように保健師さんの方が病欠をしたり、やめたりしているのか、この原因についてわかる範囲でお願いします。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 病気をすることについては、労働が過重かどうかの判断もつきまとうかと思ひます。労働が過重かどうかについては私もちょっと判断に苦しむのでありますが、病気については、何らかの原因というのは非常に特定が難しいというのが判断です。3月31日で退職する保健師がござひます。その方とお話をしてみました。職務の遂行に対して疑問を自分が抱いてゐるということで、このままでは自分ではちょっと今のままを進めることはできないというのがその当事者の判断でござひまして、それにつきまして、私は、何とか今後とも村の保健衛生を担つてほしいということで慰留はしましたが、退職するということで意思を表明しましたので、私としてはそれはしょうがないということでございます。以上でございます。

○藤田委員長 次に、農林水産業費、商工費で61ページから70ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 64ページの農業振興費の中の21節鳥獣被害防止対策協議会貸付金100万円、これ去年も100万円ずっと出ているけれども、これ貸付金というのは、どういう内容になっているのか、お知らせ願ひます。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 この貸付金につきましては、村が鳥獣被害対策防止協議会というのを設置してござひまして、そちらは国の事業で直接協議会のほうで助成金をもらつて、国から交付金をもらつてござひます。その交付金の交付が年度の12月請求の1月ごろということで、活動ができないと、年度初めから。そのため国のほうで貸付金を貸し付けして、それで活動していただひて、入つてきた交付金を返していただひくという形で、ここ数年動いてござひます。以上です。

○藤田委員長 木村委員。

○木村委員 数年前からひどくなつてきてゐる猿の被害あるわけですね。以前から水田をカモが荒らしたり、鳥獣の被害があつたわけですねけれども、近年猿の被害が物すごく大きくなつてきてござひます。そこで、これまでもいろいろと対策を講じてきてゐるわけであ

りますけれども、何か被害に遭っている人から声を聞きますと、鉄砲で撃って殺せば一番効果があるというふうな声が非常に強くあるわけですが、蓬田村には猟友会ですか、それがあろうと思うのかもしれませんが、現在、その猟友会があるのかないのか、そして何名ぐらいいるのか、そして今私が言ったように、例えば村長の許可があれば動物の保護区域内でも撃って殺すことができるというふうなことを聞いたわけですが、そういうことは可能なかどうか、その点について答弁願います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 猟友会については、現在活動しております。有害鳥獣の駆除で名簿出ておりますので、村内、青森市の方を含めて10名程度で活動しております。それで、一般的な活動として、ここ数年やっている活動として、カモ等の有害鳥獣の駆除をしております。あと、猿につきましても、今年度は猟友会に依頼いたしまして、駆除をお願いいたしました。ただ、秋口と、今、3月お願いするわけですが、許可の関係、出すわけですが、秋口にやった場合に、なかなか葉っぱがあって、猿が見つけれないという形で、1カ月ある期間の中で、1頭も駆除はできませんでした。3月から2回目の駆除の許可は出しているんですけども、なかなか猟友会が回った時点で、猿がちょうどいないという形もありまして、なかなか猟友会の活動が猿の駆除につながっていないというのが現状であります。以上であります。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。5番久慈委員。

○久慈委員 63ページお願いいたします。6款19節にきのう産業課長のほうからもみ殻堆肥の購入費助成金の説明がございました。42万円予算化されているけれども、これは説明の中ではトマト農家ということだったので、畑をつくるそういう畝の中に堆肥を入れるということだと思っておりますけれども、やはり野菜をつける一般の人に購入の補助を出すのか、それともトマト農家という限定なのか、お聞きしたいと思います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 こちらにつきましては、農家個々に村のほうで助成するというものではありませんで、きのう説明したとおり、JA青森トマト部会津軽支部を通じて、その会員の方々にもみ殻堆肥購入時の2トントラック1台分、10アール当たりということで団体に対して助成するものでありますので、個々の農家につきましては、個々で野菜をやっている方については助成する制度になっておりません。以上です。

○藤田委員長 5番久慈委員。

○久慈委員 この補助金というのは、本来我が村で言えば米農家の方々が米価の下落によってさまざまな上がりが少なくなっている。そういうことから坂本議員のほうからも航空防除とか、そういったものに対して、さらに強い大きい金額の助成が求められておりましたけれども、そのように困窮しているという場合だと私も納得はいきますが、トマトの産業がこのように補助を幾らの金額でもありませんけれども、補助をもらわなければ成り立たないような、そういうふうに困窮になっているというふうには私は思いませんけれども、それでもこのように補助金をつけなければいけないのですか、答弁を求めます。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 蓬田村のトマト農家につきましても、現在、戸数、面積とも減少傾向にあります。さらに、生産量も減っておりますので、その辺のてこ入れと、あと現在ほかの産地と差別化ということで、有機農業ということを蓬田村のトマトは売りにしておりますので、その辺の品質向上と農家の減少を食いとめるという意味でもみ殻堆肥の購入費の助成ということで進めております。以上です。

○藤田委員長 5番久慈委員。

○久慈委員 農家の減少という答弁はございましたけれども、それは担い手がない農家は当然つくられなくなっていくとは思いますが、有機物と言ったのですか、本来普通はそういう肥料、堆肥は、農家さんは、ましてやトマトのそういう皆さんにおかれましては、自分の本当は金できちんと堆肥でも何でも入れていくべきだと思うのですが、あくまでもこの予算というのは、その限定農家、そしてまた団体という、団体を持っていない人にはじゃあ出せないことになりますよね。私はこの補助金には反対です。

○藤田委員長 ほかに質問はありませんか。坂本委員。

○坂本委員 同じくページ63ページの一番下の多面的機能支払交付金4,300万円弱あるんですけども、これの説明がなかったので、お願いします。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 多面的機能支払交付金については、村内8保全隊に交付する旧農地・水の関係の名称が変わりまして、多面的機能支払交付金になったということで理解してほしい。正式名称は、多面的機能支払交付金ということになっていましたので、内訳は各水土里保全隊に交付しているという交付金であります。

○藤田委員長 4番坂本委員。

- 坂本委員 次に、70ページ、19節の工事請負費に海水浴場施設等整備工事費310万円計上されておりますが、昨年海難事故があったわけですが、このことと直接関係のある工事なのか説明をお願いします。
- 藤田委員長 産業振興課長。
- 中川産業振興課長 直接関係ございません。関係ありません。海難事故とは関係ない工事です。
- 藤田委員長 4番坂本委員。
- 坂本委員 場所は、どこでどのような工事をするのか説明をお願いします。
- 藤田委員長 産業振興課長。
- 中川産業振興課長 きこの予算の説明の中でしたとおり、これにつきましては、市町村振興協会の市町村地域振興力向上対策支援事業補助金として400円ほど財源がありまして、そちらを観光費として海水浴場の砂浜と、あとコンクリートの階段、あちらに砂がもう上がったりしていますので、あの辺を、砂浜と砂浜の上といいますか、陸地、階段状になっている陸地の上に石碑とか置いています。あの辺に砂とか上がっているのを砂浜に戻したり、砂浜がつながったところのごみをいろいろ散らかっていましたので、あの辺を整備ということで現在のところ考えております。詳細については、まだ決まっておられません。以上です。
- 藤田委員長 4番坂本委員。
- 坂本委員 昨年7月ですか、2名の方が亡くなる海難事故が離岸堤でありまして、その後単管パイプで柵をしていますけれども、あれを何とかもうちょっとみすぼらしい感じがして、景観上よくないような感じがするので何かもっと別な方法をとれないのか、答弁をお願いしたいんですけども。
- 藤田委員長 産業振興課長。
- 中川産業振興課長 海水浴場につきましては、あの柵も含めてちょっと検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。
- 藤田委員長 8番木村委員。
- 木村委員 同じく70ページの13節の委託料蓬田三山等遊歩道整備委託料4万円見えていますけれども、昨年夏の雨で遊歩道が非常に壊れて、散々な目になっている状況であります。その遊歩道等をもう補修したのか。そして報告願います。
- 藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 この委託料4万円につきましては、これは大倉山好会に遊歩道を整備していただく委託料であります。あと登山道につきましては、黒滝への登山道及び阿弥陀川の登山道につきましては、昨年工事して、整備終了しております。以上です。

○藤田委員長 3番森委員。

○森委員 66ページお願いします。新規就農総合支援のところに青年就農給付金750円とってありますけれども、これを詳しく説明してもらえますか。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 青年就農給付金（経営開始型）750万円の内訳につきましては、2名と2夫婦分という形になっております。金額の内訳は……。ちょっと休憩願います。

○藤田委員長 休憩いたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時16分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消します。

産業振興課長。

○中川産業振興課長 750万円の内訳ですけれども、150万円が2人、225万円の夫婦が2組となっており、こちらにつきましては、去年から就農されている方々でございます。以上です。

○藤田委員長 2名と2夫婦ということは6名ということだか。

ほかに質問は。7番山館委員。

○山館委員 これに関連して質問いたしますけれども、これは昨年度も4件あって、それでことしも継続してこれは補助金出すということなのか。新しくまたことしからそういう申し込みがあってやるのか、そこをお知らせ願いたいと。

○藤田委員長 産業振興課長。

○中川産業振興課長 この4名の方につきましては、昨年度からの継続であります。

青年就農給付金につきましては、最大5年続くということでもありますので、年齢等、就農期間等ありますが、最大5年お金が出るという制度であります。以上です。（「はい、了解」の声あり）

○藤田委員長 ほかにありませんか。

次に、土木費、消防費で71ページから79ページまでの質疑を行います。質問ありませ

んか。4番坂本委員。

○坂本委員 73ページの阿弥陀川地区融雪溝導水路整備工事費2,046万円についてお聞きします。これはどこから水を引くのか、図面の提出をお願いしたいと思います。

また、融雪とありますが、川の水で雪を解かすことができるほど水温があるのか。川の水を引くのであれば、流れる流雪溝が適当ではないかと思うわけですが、答弁をお願いします。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 まず、1点目の図面の関係ですが、これは県工事というか、導水路の話ですよね。

○藤田委員長 村長、説明をお願いします。

○久慈村長 この阿弥陀川地区融雪溝導水路整備工事費と。阿弥陀川に、今融雪溝を設置してございます。阿弥陀川の場合は水の確保が非常に難しい地区だということで、今現在、ノトさんの家の水路ありますよね。あそこに下がってきている水を使うということで水量調査を県が行いました。その水を使うのでございますけれども、その水を真っ直ぐ下げてしまうと、小学校の交差点のあたりが一番高いところになります。交差点のところが一番高いのでありますけれども、そちらに河川敷の側溝を持って行って、小学校の交差点のところまで持ってきますと光ファイバーケーブルがあそこのところに埋設されていて。がばっと光ファイバーケーブルがかかるということで、それは要するに融雪溝をつくる側の責任ということで、その移設費を県が負担しなければいけないというので、県のほうの話ですと、6,000万円とか7,000万円とか、そういった単位で金がかかるというので、その解決策として上のほうのいわゆる線路付きの道路を使って、小学校線から落としてやれば、要するに可変側溝も光ファイバーに当たらずに済むというので、そちらの小学校線を使って水を導水して、そこから両方に分けてやろうという計画をしました。それが導水路となります。

ところが、その導水路をそうやってやることに対しては、市町村が責任をとってほしいということになりました。私も大分悩みましたけれども、生活環境をよくするのであれば、それはやむを得ないと。要するに、地区住民宅さんの今流れているところから、もし水をやろうとすれば、そこにポンプを入れて小学校線まで水を出さなければいけない。そこから分けていかなければいけない。住民の負担もかかるし、それよりも将来的な形でやると、お金のかからない導水路方式が一番いいだろうということで、私自

身が決定をしたものであります。

小学校線にじゃあ持っていってもらって、これはちょっと難しい問題ですが、その導水路に国道と同じような融雪溝のふたをつけることができるかどうかというのが非常に難しい問題なんですけれども、とりあえずは導水路としてつくっていただいて、その後の利用については運用を考えてやりましょうということで、村が負担することを決めました。以上がその内容でございます。

○藤田委員長 村長、委員の質問の中で、融雪溝じゃなく流雪溝のほうが適当じゃないかというふうなことがありましたが。

○久慈村長 ということで導水路というのは、融雪溝ではないわけで、導水路というのは水を運ぶための水路でございますので、そこに流雪溝ということになれば、当然国道側の融雪溝にも影響を与えますので、流雪溝にはなりません。あくまでも導水路という判断でございます。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 中沢とかは、地下水をくみ上げているので、水温が10度前後あるわけですが、冬の川の水というのはそれほど水温がないというふうに思われるので、果たして雪が十分それで解けるものなのかどうかということも含めて。

あともう1点は、先ほど言った村長が今一生懸命説明していただいたのですが、場所がどの辺なのか原水がどこなのか、ちょっとわからないので、後で図面を出して説明してもらえればと思いますが、いかがでしょうか。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 今の阿弥陀川の河川水の水温ということでございますけれども、先ほど触ったように、導水路に雪を突っ込むことができるかどうかという、その問題にかかわるわけでありまして、導水路に雪を突っ込むと、今言った水温がさらに下がるということで凍結する心配があるので、実は突っ込まないほうがいいんじゃないかという話しています。県の担当者のほうでは、大丈夫ですと。水が常に流れている限りは、水温が下がっても凍りませんよということでしたので、それは可能であります。

場所についてはということになれば、図面はできていますよね。まだできていませんか。（「確認します」の声あり）県との協議の中では、そういう小学校線のほうから流して、一番高いところから阿弥陀川地区両方に分けてやるというふうに話をしていますので、そのところは後で図面があれば確認していただきたいと思います。以上です。



○藤田委員長 質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 次に、教育費で79ページから96ページまでの質疑を行います。4番坂本委員。

○坂本委員 委員長、済みません。もう1回、何ページから何ページまででしたか。

○藤田委員長 79ページから96ページまで、10款教育費です。

○坂本委員 86ページの再生可能エネルギー等導入事業のことでお聞きしますけれども、ここの設置場所はどこになるのか。そして、面積は幾らなのか、説明をお願いします。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 中学校の体育館とそれから旧校舎建っているのですけれども、その間に太陽光パネルをつけます。面積はちょっと今図面を持ってきていないので、正確には言えませんけれども、約20メートル掛ける五、六メートル、そのくらいです。パネル。以上です。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 時間も押していますので、次に、96ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。96ページ以降です。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 以上で、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 済みません。ちょっと待ってください。この予算に対しては反対です。

まず1つは、先ほど質問しましたけれども、マイナンバー制度の導入があるということ。

あと国保税に対しては一般会計から繰り入れはされていますけれども、これは赤字分なわけで、私がいつも求めているのは、国保税そのものを安くするための繰入金追加、これが全く考慮されていないということでもありますので、今回の予算には賛成できない。でも、あとは全部いいですから。

○藤田委員長 それぞれに同調すれば可決にならないけれども。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第23号平成27年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

5分間休憩いたします。

午前11時30分 休憩

---

午前11時35分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

議案第24号平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 6ページの賃金の件ですけれども、賃金のところで質問いたします。臨時調理員賃金534万円ありますけれども、これは作業員は何人で1人当たりの賃金は幾らぐらいになりますか。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 6人で、それを割ると……、パート賃金でございます。

○藤田委員長 いいですか。ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第24号平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 2ページ、お願いします。他会計繰入金4,496万円とありますが、これは赤字を補填するものと思われまじけれども、実際の赤字は幾らぐらいになっているのでしょうか。

○藤田委員長 村長。

○久慈村長 ご質問の趣旨がちょっとわかりかねますけれども、これはあくまでも当初予算でございまして、赤字補填という考え方ではございません。あくまでも規定のルール算定分の人件費の繰り入れとか、あるいは事業国保安定基盤等の繰り入れとか、それらのルール分の繰り入れというふうに解釈いただきたいと思います。以上です。

○藤田委員長 4番。

○坂本委員 国保会計は実質役場からの繰入金がなくとも、保険料とか、その他の収入で賄えているという意味でしょうか。

○藤田委員長 住民課長。

○柿崎住民課長 予算ですので、あくまでも歳出を推計いたしまして、それに対する歳出の財源対策分として計上した予算書をつくっておりますので、今、赤字どうのこうのということは、今はまだ予算の段階ですので、予算書の作成では今のような状況で作成しております。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 反対です。国保税が村長、笑うところでないんだ。国保税が高過ぎて払えない住民がたくさんいるわけです。ほとんどの方は高いと実感をしているわけです。国保税を引き下げるための一般会計からの繰り入れを長年求めてまいりました。しかし、これが実施されないということで、この予算には賛成できないということです。以上です。

○藤田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第25号平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。4番坂本委員。

○坂本委員 この水道会計全般について質問いたしますけれども、水道事業がたしか平成9年から実施していると思いますけれども、既に18年ぐらい経過していると思います。質問ですが、水道管などの施設の寿命というのはどのくらいなのか。今後補修工事などを行う必要とか、そういう計画というのはあるのでしょうか。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 水道管の寿命については、今この場ではちょっと確認しないと言えませんが、今のところ管の交換等の工事は考えていないということでご理解願いたいと思います。

○藤田委員長 ほかに質問ございませんか。5番久慈委員。

○久慈委員 7ページをお開きください。13節の委託料の中に、村内の赤水軽減作業委託料という、また、その下に簡易水道施設清掃委託料というのがありますが、赤水対策は私どもの自治会でも結構な、何回か被害がありまして、私どもで話し合われたのが、消防の火災時に消火栓、また貯水槽というのが水源になっているわけですが、そういった配管の部分が結局流出する時期というのがまずないわけで、その配管にたまり、動きがないものですから、さびが発生するという、そういうのもあるのだというように私はお聞きしております。ところが、以前そういう保守点検、いざ消防時に水が出ないとか、そういうふうになると困りますので、貯水槽、消火栓、そういうことに対してやはりそういう部分の水もある程度流して、そういう中の腐食とかの部分はある、そういう余地はありませんか。お聞きいたします。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 今、赤水対策についてでありますけれども、きのうもお話しましたが、村内にある消火栓25基、並びに広瀬、中沢等の末端でまず排水をします。それでどのような影響が出るのかちょっとわかりませんが、とりあえずそれでやってみて、例

えば消防の火防演習の前にやったほうがいいのか、何回やったほうがいいのか、それについてちょっと今後予算を上げましたけれども、検討してやっていきたいと。できるだけ動かないところの水が急にポンプとかで圧力で引っ張られるものですから、赤水が発生しているというふうに考えておりますので、何とかその辺、とにかくやってみて、幾らかでも赤水が軽減できればということで今回予算をお願いします。

○藤田委員長 それから、その下の清掃委託料というのも質問ありましたけれども、159万円。

○大川建設課長 清掃委託料のきのう言いましたけれども、着水井、地下水がやっとなってくる着水井はいつも毎年清掃を行っております。そこから塩素が入って、ドーム型の配水池、これはドーナツみたいに二重になっているわけなんです。これは過去8年前に1回掃除して、また8年ぐらいたっていましたので、結局いい水だけれども、どうしてもウロミみたいなものがまず下に沈殿するということがありましたので、今回、そこも清掃を委託して掃除をしたいということで予算を計上しております。以上であります。

○藤田委員長 5番久慈委員。

○久慈委員 今、課長のほうから赤水の軽減対策作業としての説明がございました。以前、火災が発生したときに、全然関係ない地域なのに瀬辺地のほうの水道から赤水が出るって住民が私のところに電話をかけてきたことがございます。水のバルブの状況というのが私たちはわかりませんので、なぜ蓬田とか長科そっちのほうの火災のときに瀬辺地の水道が赤水出るのか、ちょっと私も不思議だったんですけども、できるだけそのようなことがないように、また、そういうふうな排水等をやる場合は、そういうまたおそれがございますので、十分住民の方々に周知をして、進めていただきたいと思います。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 5ページに、滞納繰越分40万円ありますけれども、その辺の状況をどのようになっているのか、お伺いします。

○藤田委員長 建設課長。

○大川建設課長 これは前年度の実績で予算上、上げているということでご理解願いたいと思います。済みません。資料のほうを持ってきていませんので。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第26号平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号平成27年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 1ページの歳入のところでお聞きします。まず、介護保険の財源というのは、国が25%、県と村が12.5%、それから65歳以上の1号保険者の保険料が21%、40歳から64歳までの2号保険者が29%というふうに聞いておりましたけれども、この予算の比率でいけば保険料が17%で、国が25.57%、あと県が12.5%なのに、12.01%しかない。繰入金で17.25%になっていますが、この支払基金交付だけで27.9%になっているわけですが、この支払基金と繰入金はどのような性格になっているのか、答弁をお願いします。

○藤田委員長 住民課長。

○柿崎住民課長 支払基金交付金ですけれども、これは第2号の被保険料を全国的にプールをいたしまして、その割合を出して、各市町村へ基金から交付するために各保険者が基金を受け取った納付金ですね。これは社会保険診療報酬支払基金からそういうプールした保険料を各市町村に交付するものでございます。また、繰入金につきましては、法定の繰入金、いわゆる事務費とか、人件費の繰入金でございます。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 まず、この介護保険には反対いたします。昨日の介護保険料の改定の議案で、私は勘違いをして賛成をしてしまったと思いますけれども、保険料の引き上げは住民の負担になり、本来この制度をつくった国が全面的に財源に責任を持つべきだと思うわけ

です。消費税引き上げの口実に、消費税は全ての社会保障に回すと安倍総理は演説をしておりましたが、これを実施すれば、保険料の引き上げはしなくても済んだはずなわけです。よって、そういうこともあり、予算には賛成できません。以上です。

○藤田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第27号平成27年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第28号平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第29号平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。4番坂本委員。

○坂本委員 済みません。5ページをお願いします。事務費繰入金のところでお聞きします。一般会計事務費繰入金が232万円あります。そして保険基盤安定繰入金、その下で1,334万円、それからその下に職員給与繰入金950万円とあるわけですが、村が一般会計から繰り入れしているのがあるのかどうかお聞きいたします。(「休憩をお願いします」

の声あり)

○藤田委員長 休憩します。

午前11時57分 休憩

---

午前11時5分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消します。

住民課長。

○柿崎住民課長 全額一般会計からの繰入金でございます。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。坂本委員。

○坂本委員 この予算には反対いたします。理由は、後期高齢者医療制度そのものが医療費がかかり過ぎだと言って、老人だけを特別に切り離して差別をする制度だからであります。運営主体も広域連合という村の議会でチェックできない場所で決められています。こういう制度は同じ人間なのに、老人だけを悪い意味で特別扱いする最悪の制度であると思います。よって、予算にも賛成しません。以上です。

○藤田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。



午後0時00分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

予算特別委員長